

江戸時代歴代天皇の御書流

大 壤 太 朗

序

室町時代衰退の道を低迷した書道は戦乱の終焉、武家勢力の安定により次第に復興の兆を現わした。即ち豊臣秀吉、徳川家康等が式微した朝儀公事の復興に力を尽すに及び、宮廷書道も漸次新興の途を辿り、文運興隆の波に乗り、遂に江戸文芸に輝かしい光彩を添えるに至つた。

世尊

寺流が十七代行季で断絶し、持明院基春が後奈良天皇の勅命によつて、持明院流をもつて世尊寺流に替り、禁中の書役を司る様になつた。しかし持明院流にもさして出名はなく、書流としても家職温存から来る形式的伝受を持つにすぎず、一応宮廷に於ける書役としての地位から文祿四年後陽成天皇に能書方伝受をしているのみで、基孝の子基久が大阪に戦死の後は、基孝の門人良紹法親王が基孝の養子基定に持明院流の筆意を伝えて僅に家流を継いだ。然るに後水尾天皇は賀茂の藤木敦直（賀茂流）に書博士の称を賜り、持明院に替り宮廷公事の書役とされたと云われ（持明院流系図）、持明院流はやがて宮廷書役を去り単なる持明院流伝統の家として存するに至つた。

(27)

然るに一方尊円親王を始祖とする青蓮院流は室町期以来「御家流」として世にもてはやされ、往来物の盛行と相俟つて広く庶民の間に伝播し、江戸期右筆の典型的書風となり、更に宮廷に入つては、青蓮院流が皇室出自の家格でもあり、又持明院流が実質的に書流としての真髓を喪失してきた頃でもあつたので、近世宮廷書流の源流となるに至つたのである。

この期公卿の書流として隆盛を極めたものに近衛流がある。就中三筆として知られる近衛信尹、本阿彌光悦、滝本坊昭乘（松花堂）は最も著名である。信尹は道澄流から出て「三藐院流」を創始し、光悦は三藐院流から一派を出して「光悦流」と呼ばれ、昭乘は三藐院の門人で別に一流を案出して「滝本流」と称され共に三藐院を本流として名筆をうたわれ、三藐院流の流れを汲むもののが多かつたと云われる。この外「中院流」「飛鳥井流」「賀茂流」等の諸流があり、何れも直接宮廷書流への影響は認められないが、ただ東山天皇、中御門天皇の御書風に近衛流の風格が強い。

後陽成天皇は青蓮院宮尊朝親王から青蓮院流を継承せられたが、更に

之を潤色して玆に新らしい「後陽成院流」と呼ばれる宫廷書流を創始されたのである。この後陽成院流は後水尾、後西、靈元天皇へと継承され、後水尾院流、後西院流、靈元院流と流名を変じながらも本流たる後陽成院流の風格を留めていった。しかも後水尾天皇以後は書流伝受による継承となり、従来青蓮院、持明院等が行つて来た伝受の形式を踏襲して宫廷が書流伝受の実権をもつようになり、伝受の主権が青蓮院から宫廷に移行するに至つた。この事は宫廷歌道の興隆に伴つた自然現象ではあつたが、他面歌学伝受が宫廷の経済政策でもあつた事と勘案すべき事柄であるのであろう。

この様な伝受の盛行も桃園天皇以後は、有栖川第五代職仁親王の創始にかかる有栖川流が宫廷書流の指導的地位を持続するに至つた。有栖川流は第二代幸仁親王が靈元天皇から能書方、及び入木道灌頂の伝受を受け、(灌頂箱を相伝)靈元院流を本流とし、職仁親王の創意によつて完成されたのである。従つて靈元天皇相伝の灌頂箱は有栖川累代継承して唯一の家典とし、光格天皇に至るまで宫廷の書流伝受は有栖川流の書流伝受であつた。かくの如く有栖川流は江戸後期以降宫廷書流の実権をもち、公卿社会にも大いに盛行し、宫廷の奥女房、官女に至るまでその書風はもてはやされ、有栖川流の伝受者は五十人の多きを数えた。

然し仁孝天皇以後は、従来の書流書風は落日の兆を現すに反し、唐様書風勃興の影響もあつて宫廷書風にも新らしい時代の感覚が現れて來たのである。尤も仁孝天皇は父帝光格天皇の御書風を留め、孝明天皇の御

書風には新風書流に移る過渡期的な風格が著しく現れているが、いずれも書流伝受乃至御習練に関する資料は未見である。

之を要するに、江戸時代の宫廷書流は、世尊寺流の系統を引く青蓮院流を源流とし、宫廷歌道の影響によつて「後陽成院流」と云う新らしい書流の発足に始り、後水尾院流、靈元院流と変化し、東山、中御門の二天皇は近衛流を継承されたようで書風を異にするが、靈元院流は更に有栖川流となり、更に桃園天皇以後光格天皇まで宫廷書流に流通して來たのである。そして宫廷書流が日本書道に及ぼしたものは、宫廷の書流伝授が公卿社会に直接反映して公卿の間に書道の盛行を来たした事と、懷紙、色紙、短冊等の書法形式が伝受口伝と云う形で研究創作された事であつて、従来の書道から一步芸術的分野に前進した事である。

以下資料によつて書流伝受の事実、その系統を明かにしようとしたのであるが資料も充分でなく、又宫廷全般に及ばず主として「歴代天皇の書流伝受と書風」と「能書方伝受と入木道伝受」の二項に止め、終に書流伝統系図を附した。猶宸翰については資料により、勅額等の主なもののみを記した。

一 御歴代天皇の書流伝受と御書風

後陽成天皇は天正十四年(十六歳)青蓮院十代尊朝親王について書道學習を始められ、御手本として「明衡往来」等を用られた事が知られる。

天正十四年八月四日丙寅、参内、依仰若宮御方手本於小御所染墨筆

進上之（華頂要略十三）
（門主伝二四）

又屢手習講を催されて書道の研鑽につとめられた。「御ゆとの」上の日記によると

天正十六年二月三日、雪、御てならひかうあり、いつもの」とくみなみな御まいり

同八日、御てならひかういつものことく也

おなじく

文祿四年八月十二日、はるゝ、ぢみやうゐんのうしよ御でんじゆ申

さるゝ、御たち、おりがみたぶ、云々

とあつて持明院基孝から初めて能書方の伝受をうけられたのであるが書流としては既に尊朝親王の指南により、青蓮院流の骨子はうけつがれていたものと考えられる。

又慶長八年「言經卿記」によると、山科言緒から連歌執筆の指南をうけられているが連歌懐紙の書法であろうか。天皇の書道御研鑽は古典歌

学の御研究と相俟つて完成せられたもので漢籍については舟橋秀賢、清原道白、詩文を三長老等から聴聞あらせられた。又歌学は伊勢物語、源氏物語、詠歌大概、未来記、錦繡段等自ら廷臣に御講尺遊ばされ、古今集、和歌手爾乎波の相伝等宫廷歌学の蘊奥を究められ、御著述として百人一首抄、伊勢物語愚案抄、未来記雨中吟御抄、源氏物語聞書等がある（御湯殿上日記、慶長日件錄、三義院記）。又図書の書写校合蒐集事業、活

字勅版の印行等、江戸文化に大きな貢献をされた。このように天皇の宮廷生活は文筆を伴侶とする生活であつたから、その御書風には自然古典歌学の先駆者や側近者の書風も影響し、又自らの学識経験と地位が一体となり、青蓮院流を骨子として、甘露寺親長や三条西実隆等の書風に見られる雄健潤達な品格の高い後陽成流が生れたのである。この後陽成院流はこの後御歴代御書風にはかなりその影響を与えていているのであるが、いまだ書流伝授に関する確証を得ない（図版第三参照）。

今資料によつて勅額等の主な宸翰を拾つてみると、天正十八年高野山応其の申請により勅額を賜つた事が「晴豐公記」に見えている。

後水尾天皇は御幼時、西洞院時慶を師とした事は「時慶卿記」に

慶長八年四月十六日天晴、女御殿へ被召、親王御方御手習御師範ニ可參上旨被仰出、雖斟酌參上可申旨申入

同十七日、雨天、親王御方御手習依吉日參上、伊呂波被遊、御清書

女御殿へ持參候、云々

同五月十六日、雨天、親王御方見舞申、御手習二時斗候

とあつて初学として「いろは」を習われた事、又習練時間が二一時といふ長い時間であつた事が知られ、元和二年三年には手習講をされている（泰重）。天皇が書道に深い関心を寄せられ元和五年公家衆に学問技芸奨励のため諸芸稽古の日及び課目を定められたが

「元和五年正月廿八日癸丑晴、已刻朝參申候、諸公家老少不残御參候、御撰家方、九条殿、近衛殿、一条殿御參内、各稽古之書立目錄、

（言經卿記、時慶卿記、皇室御撰之研究）。

一日有職、六日歌、十日儒學、十三日樂郢曲、十九日連歌、廿三日詩文學、廿五日歌學、廿七日聯句、廿九日詩、能書每月弋日也、無懈怠之様ニト急度以兩天奏被仰出候、九色之内ハ二色三色人々心次第ニ御請申、則名乘加也、予詩聯、倉橋聯句也、初夜時分退出」(泰重)とあつて書が技芸として能書の目で毎月一日を以て宛てられ、他の諸芸と肩を並べてゐる事が知られる。

寛永十七年にははじめて青蓮院宮尊純親王に入木道灌頂の伝受をされ
ている(尊純親王御自記、寛八・二九)がこれ以前已に天皇は入木道或は能書方の伝
受をうけられたものと推定される。青蓮院流の奥義についても既に修得
して居られたものと思われるが、その資料は未見である。

更に寛永二十年には尊純親王に尊円親王の「八木抄」の被見を聽され
(尊純親王御自記、寛永二〇・七・二三)てゐる点伝受の格式に一つの位置を定められたもの
と考えられる。

又天皇は鑑賞にも意を用いられた。即ち

寛永廿一年正月晦日、今辰自仙洞依被召予而俄今朝赴心華院、興宗
西堂雪岩座元需首座也、心華之振舞相濟急伺公于仙洞仕也、今日東
福寺之公用墨蹟図画御覽之故也、無準禪師之手蹟十五幅、即之筆數
多、云々(隔葉)

同年六月十九日……今日之參内者仙洞内々被仰了、趣者御虫弘之
節、仙洞可有御幸……今日御虫弘古筆歌書并卷物名筆等致拜見、
伏見院庚申之御手本等拜見之也、……青蓮院殿、伏見院宸翰少許有

御写、則其次伏見院宸翰御写之歌二首青蓮院御門主被遊、予拜領仕
也……(隔葉)

と東福寺の書画や禁中の古筆歌書名筆を鑑賞され、明暦三年には永觀堂
の什物(記)寛文七年には仏光寺に御登山、親鸞上人自筆名号を(堯恕親)
又延宝七年法華寺の靈宝等(御日記)畿内の書画を召し寄せられて鑑識
の研鑽をつまれた。

この事はさきに持明院基定の筆になる紫宸殿賢聖障子銘の書牋が未熟
なので持明院基時に書き改めさせられた事によつて、天皇の鑑識の深さ
が窺える。「堀怨法親王記」によると

寛文十一年三月四日、紫宸殿賢聖障子銘、持明院、故大納言創書有
之、然片字形等未能精練、仍而從今日改彼字形以基時卿可有清書旨
内々法皇仰也、仍而今日法皇御幸照高院宮、予、聖護院宮伺候、予
与聖護院宮蒙仰改字形、法皇御覽之後、照高院宮以御相談被究之、
今日七枚出来

猶鑑賞についてはこの後靈元、東山、中御門、桜町、桃園、後桜町、後桃
園、光格天皇と歴代慣例の如く屢々各所の名筆を召し寄せられ、就中靈元
天皇は畿内のみならず讃岐善通寺の宝物までも召し寄せられた(葵裏番衆
文六・四・二九)。

寛文五年妙法院宮堀怨法親王、聖護院宮道實親王に能書方七箇条の伝受
をされているが、伝受の折には潔斎行水を以て臨む事が知られる「堀怨
法親王記」に

寛文五年正月廿四日、出京參法皇、能書方諸篇御雜談在別紙予申云、

能書灌頂之事可被許之云々、仰ニ此比者寒氣故、御行水等難被成候

間、至暖氣之節可被行之云々、

(同年)六月十二日、從辰上刻參法皇、能書七箇御伝受、予表絹袴

也、予ト聖護院宮得御伝受畢、事畢テ為御札出御前、御祝義進上、

堅目錄

御目錄

一、曝 十疋

一、沙金 二十両

一、御太刀 一腰

一、昆布 一折

一、大樽 一荷

以上 妙法院宮

如此目錄ヲしたゝめ献上畢、慈恩院宮、照高院宮御伝受候時者、御太刀一腰、黃金一片也、内々ニ此義分明ニ難知故式部卿宮御伝受之例

ヲ以テ如此進上畢

と見えている。

同七年には聖護院宮道晃親王に入木道伝受(諸寺院上申、寛文七・六・一五)があり、同九年靈元天皇に能書方の伝受をされている。「葉室頬業記」によると

寛文九年七月六日晴、夕立、雷鳴、法皇御幸、能書方御伝授之由也

廿二日晴、及晚雷成……廿四日能書方從法皇御伝授故廿五日法皇

へ被進之物飛鳥井前大納言、青木遠州へ被申渡也、白銀五十枚、綿

五十把、大樽台壺荷口南鶴也、遠州方より出催也

廿四日、陰晴、今日法皇御幸也、依所勞不參仕也、能書方御伝受之由也

以上の如く入木道並に能書方の伝受をされた。

天皇の御書風は青蓮院流の書癖が強いところに特徴があるが、枯淡味

に富んだ御書風である(図版第三参照)。

天皇の宸翰には、元和三年東照宮權現鳥井樓門額并三十六歌仙

(義演准后日記)、寛永十三年日光山縁起の宸写奉納(資勝脚記)、

慶安四年東照宮遷宮により御額并紺紙金泥心經一卷(宣順脚記)を、

承応元年には日光大猷院の勅額(隔年記)等の御染筆がある。

後西天皇は寛文元年後水尾天皇から能書方の伝受をうけられ(葉室頬業記、寛文九・七)、

後水尾天皇の御書風をよく繼承せられたので間々両筆の判別に

迷う程である。御研鑽三年、寛文十一年青蓮院宮尊澄親王、一乘院宮真敬親王、内大臣近衛基烈に能書方の伝受をされた。无上法院殿御日記によると

寛文十一年二月十七日巳刻、雨ふる、能書の御でんじゆノ事新院へ

申あげられ、けふ御でんじゆ有べきよしにて、内府今朝さうく新院へまいりたまふ云々……

三月六日戊午、雨ふる、ひとひの能書がたの御さうでんのあまりを仰ぎかざるべきよしにて、内府まいりたまふ、しゃうれん院宮、一

乗院宮にも御まいりなり、云々

御伝受が二度にわたつて行われている。次いで延宝三年には基熙に入木道七箇条の灌頂を相伝された。

延宝三年十月廿二日己丑、天晴、新院是廿五日入木道七ヶ灌頂ヲ伝

授之間、其間之事等可給御意故也云々（基熙公記）

更に七年基熙に歌仙色紙形極秘を始て御伝授あらせられたがこれは恐らく天皇の創作にかかる秘伝であろう。基熙公記に

延宝七年八月三日、乙丑、天晴、從禁裏退出之序參新院、去朔日祇候之時、賀茂社領歌仙（三十枚可書）之由有院宣、依之歌仙書様不審少々親之處、歌仙色紙形唯授一人極秘之事、今日始而有御伝授、雖

不堪此道叶時宜承微細之儀、誠恐悅之至難尽筆頭

とあり、基熙感激の程も親われる。

猶天皇は皇子尙仁親王（桂宮）に和歌懷紙の書法を指導せられ、親王は父帝の書風を継承されたが、親王早世のため唯一の後継が絶えた（後西天尚仁親王）（図版第三参照）。

天皇の宸翰としては伊達綱村が奏請下賜された百人一首があり近衛基熙の加証ある事が基熙公記（延宝八・五）に見える。

靈元天皇は寛文九年七月、後水尾法皇から能書方の伝受を受けられて以来二十九年、元祿十年一乗院宮真敬親王に入木道の相伝をされた。真

敬親王はさきに後西院から能書方の伝受を受けて居り、今回の入木道相伝は密々の儀として行われたものである。法皇、本院、新院、禁裏と複

雑な宮廷組織から来る権力的なもの乃至は経済的事由によるものであるうか。「院中番衆所日記」に

元祿十年閏二月八日、陰晴、一乗院宮○真敬親王参入、有入木道御伝

授、於御内儀之御沙汰、

と何等かの事情が推察される。翌十一年東山天皇に能書方を、有栖川宮幸仁親王に入木道の伝授をされた、「院中番衆所日記」によると

元祿十一年七月十六日、晴、為能書方御伝授、御幸于禁中、供奉部卿、長義朝臣、実松朝臣、下北面、茂周直、利盛、賀申刻還幸、為御使久

我大納言参入為御祝義

御目録

綿五十把

白銀五百両

昆布一箱

御樽一荷以上

被進之、次藤谷宰相今日御祝義為御使被進于禁中、

（同）二十一日、晴陰、晚頭式部卿宮参入被召于御書院、有入木道御伝授事、了而給御盃（昆布鮑）御陪膳押小路三位、御手長資順朝臣、役送重仲

御太刀一腰、昆布一折十把、鱧一折三、御横一荷、御馬一疋（代黃金十両）、

右為御祝儀式部卿宮献上、

宝永七年妙法院宮堯延親王に能書方灌頂、正徳四年輪王寺附弟宮公寛親王に入木道の伝受、享保十年一乗院宮尊實親王に入木道、同十一年中御門天皇、青蓮院宮尊祐親王に入木道と八人に伝受されている。

宝永七年九月五日、雨下、未刻許妙法院宮参入、於常御所有能書灌頂御伝授事、畢賜御盃、云々

正徳四年正月十八日、陰晴、輪王寺附弟宮参入、於御書院御対面、入木道事被授之、事了賜御盃、

享保十年正月卅日、陰晴、間々雨下、一乗院宮参入、依之出御于御小書院、御対面入木道有事終賜御盃、云々

享保十一年二月廿一日、晴陰、申刻御幸于禁中、(中略)今日有入木道御伝授、仍被進御祝儀御使同上

御綿 五十把 白銀 五百両 昆布 一 箱
鶴 一 箱 御樽 一 荷

(同年)九月廿九日、晴、時々小雨、座主宮親王○尊祐参入、依之出御于御小書院、御対面入木道有事終賜御盃、云々(以上院中番衆所日記)

靈元天皇の御書風は流麗円雅な趣きと、後陽成院流に見られる雄健の風が融合した氣品の高い風格を持ち、楷行草共に江戸期歷代隨一の麗筆である。この御書風は幸仁親王によつて有栖川宮に継承され、職仁親王の創意が加わり有栖川流となりやがて宮廷書流を支配したのである。

天皇は貞享三年近衛基熙の奏請によつて当麻寺曼荼羅銘を染筆(基熙公記)、元祿三年長岡天満宮に勅額奉納(基熙量卿記)、同十一年東叡山中殿「瑠璃殿」の勅額を東山天皇に替り代筆せられ(公記)、又宝永七年には

徳川綱重の魂屋に「清揚院」の勅額染筆(基熙公記)、同八年知恩院に「華頂山」の勅額下賜(基熙卿記)があり、その他和歌、経巻等の奉納頒賜せられたものが多い(図版第四参照)。

東山天皇、中御門天皇は共に靈元天皇から能書方、入木道の御伝受を受けられたのであるが、靈元院流の書風は継承されず、近衛家熙等近衛流の書風が強く、後陽成院以来始めて他の流風が窺われる。これについて「家經公記」に

元祿十六年正月廿六日、天快氣、巳刻参内、去冬所蒙仰之朗詠集上 下許、大卷、出了献之、并道風新樂府写一卷献之、御手本之料云々、道之面目珍重々々、召御前有御感之氣、暫退出

とある事によつてもその間の事情が明かである。猶西天皇の近衛流の伝授乃至習学に関する資料は未見である。

中御門天皇の宸翰としては享保十九年台盤所の簡に染筆の事が資方朝臣記抄に見える。

桜町天皇の書道御習練、書流伝受に関する事は未詳である。然し靈元法皇から和歌の添削等を受けられていた(仙洞女房日記)事と、御書風からみて靈元院流を継承されたものと思考せられる。雄健な風はないが、靈元院流の温雅な風貌をよく伝えられている。「御湯殿上日記」に延享二年三月廿一日、はるゝ、京極宮より、のう書かた御でんじゆあそばし忝く覺しめし候よしにて云々

と京極宮家仁親王に能書方の伝授をされた事が知られる。天皇は皇子（桃園天皇）の書道習学に留意せられて広橋兼胤を師範とされ又自ら手本を進上された事が八槐記に見える。

延享五年八月十日、壬戌、晴、参内、典侍局被伝、院宣云、主上宸筆御習練、上皇雖被進御手本、幼御之間、侍御前可申所存者、不堪恐懼報答、難及左右、当座之迷惑絶言舌、猶所思可奏院答申、參射山、以女房近江申微力未練之子細、及固辞、召御前、可申領承再

三奉仰、如此上、固辭又至恐怖之間、謹申領承了、云々

(同)十一日、癸亥、晴、参内、以乳母局主上御手習御指南之事、參院雖申、不許給之間、申領承之由、申入典侍局訖、

兼胤が再三辞退の後、恐懼してその任についた事がわかる。

桜町天皇から家仁親王に継承された御書風は、家仁親王が有栖川流を継伝（職仁親王から）した事によつて次第に風格が変り、靈元院流は僅にその面影を留めるのみとなつた。

天皇の宸翰には寛保三年中御門天皇七回聖忌に金字般若心經を宸写され、又寛延二年般舟三昧院に經卷奉納の事が見える（通兄公記）。

桃園天皇は前述の如く広橋兼胤の指導を受けられたのであるが、寛延三年からは妙法院宮堯恭親王を師範とせられ、毎日の御習練には広橋兼胤、石山基名の兩人を指導の任に当らせられた。寛延四年の記によると、兼胤、基名は隔日に勤仕の事が知られる。「八槐記」に

寛延三年十一月二日、辛未、晴雪散、参内、今日召座主堯恭親王、

自今可為筆道之御師範被仰下、被申領承、又度々雖可被參入、寺用有之間、平日御習練之時、伺候于御前之人躬可被譲上之由被仰下、予去々年已來御習練之間、候御前、於御師範者今日雖被定、猶如日來平日御習練之時可參之由、以乳母局被仰下、攝政又被命同旨、妙法院宮亦強被申之、予非妙法院宮門弟、雖可固辭、有縕命、不及固辭申領承、

(同)四年四月八日、乙亥、晴、参内、候御手習、予、基名朝臣、相替隔日候御前、基名朝臣存知、云々

右によると、堯恭親王は新らしく師範となり、兼胤は從前の如く平日の指導者として任じられようとした時、兼胤は堯恭親王の門弟でない事を表明、固辞しているが、同じ有栖川流でも親王は入木道、兼胤は能書方の受伝者であり、親王とは直接師弟関係はなく、兼胤が有栖川書流に於ける地位、権威を意識して親王に対した態度と見られる。かくして堀恭親王の御指導は前述の寛延三年から宝暦六年まで続けられた。「御湯殿上日記」、「八槐記」に

宝暦二年四月廿九日、晴、妙法院宮より御手本まいる

五月九日、雨、夕がたはるゝ、妙法院宮へ御清書まいる、あす四つ時分に御参り候やうにと申まいる

(宝暦四年四月)廿七日、丙子、晴、参内、無御手習、云々(八槐記)

(同)六年二月十九日、晴、御はい御代官しら河二位也、妙法院宮より御手本まいる

とあり、親王の御手本により清書を認められ、御手習が日課であつた事が知られる。かくて宝暦七年漸く親王から能書方の伝受を受けられた。

「御湯殿上日記」に

宝暦七年十一月十九日（中略）妙法院宮成、御小座敷にて能書かたきこしめさるゝ、御てんじゆまへ御行水まい、御伝授すみ候て

（中略）こなたより御たいしゆつ以後御本坊へ白がね二百両、御な

か廿、そひ二色壺かまいる、云々

宝暦八年二月右の能書方伝受が終了した事を靈元、東山、中御門、桜町四代の天皇に報告のため泉涌寺に代参を遣されている（御湯殿上日記）が書道伝受についての御代参は初見であり、伝受に神聖的な意義、少くとも天皇の地位との関連に於て從来の伝受に一つの重厚さの加つた事を感ぜしめるものである。

宝暦十二年には堯恭親王から更に入木道相伝を受け（御湯殿上日記）、茲で能書方、入木道共に完修されたわけである。

堯恭親王、職仁親王は共に靈元天皇の皇子、職仁親王は幼時書を矢島備前守に師事（有栖川宮總記）したが、御父靈元天皇の流を基として有栖川流を創始された。堯恭親王は宝暦三年職仁親王から入木道の相伝を受け、廣橋兼胤、石山基名は共に職仁親王から能書方、入木道の伝受を受けてい

るので、桃園天皇は御幼少から有栖川流を継承されたわけである。しかも書道御習練はこの期歴代中最も長期にわたつて修業を積まれ御書風は有栖川流は勿論、源流たる靈元院流の筆致も窺われる。

桃園天皇の宸翰としては妙心寺開山慧玄四百年忌、光德勝妙國師論号の加証勅書が宸翰集に見える。

後桜町天皇は桃園天皇と同じく堯恭親王を師範として宝暦十三年より書道御習練あらせられた。「後桜町院天皇宸記」によると

宝暦十三年十月九日

一、妙門より広はしもつて大すけまで申され候は、師はんの事近日仰出しに付、月に一両度召清書などつかはし候も何とぞ月に六さいとかさだめ候様にいたし度由、先朝の御時分も何とぞおりも候はゞ、さやうに申入度ぞんじられながらにて申入られず候事、此度かやうに申入られ候も自由なる事ながら、さやうのさだめなくふと清書などまいり候ても、寺やくなどにかゝり居、ついおそく成失礼成事も候半とう山などいだされ候も、さやうのさだめにてはいかふ添よし申され候由こなたにもそのとをり數々もつとも成事、なるほど一六と先さだめ置候半よし度々申され候様申候、又参られ候時こくも今まで八つ比申まいり候へば、つゐおそく成候事ゆへ何とぞ参られ候時こくも九つと申出し候様申され候由申候也

十四日、一、妙法院宮へ師はんの事申まい、奉書也、此度御手習の事、御所ぞんきこしめされ度思しめしよし申まい、物書の筆也、直筆にて御うけ申さるゝ、そのゝち参内、長はしをもつて申候には、手本十七日上られ候様に申ス、大すけ事も申さする、召候時分にも御用御座候せつ、門弟の人御座候はゝよく候半ゆへ大すけは門弟

に成られ候様に仰出され候、云々

右によつて御習練の状況が知られる。

明和四年幸仁親王が靈元天皇から御相伝の入木道灌頂筥の開見をされた（御湯殿上日記）、この灌頂筥は有栖川宮代々秘伝のもので、筥の開見は院宣又は勅旨によるものであつた。従つて職仁親王寛延元年の開見は桜町院の院宣によつて行われた（有栖川宮總記）。かくて天皇は有栖川流の奥義を究められ、その御書風は女性的妙味に富んでゐる。宸翰には諸所に賜つた般若心經が多い。

後桃園天皇は明和三年始めて職仁親王に書道を習わせられ、手本は職仁親王の有栖川流ではなく靈元院宸翰を用いられた事は、有栖川流創始者の処置として注目される。有栖川流の源流として靈元院流がより純粹である事の証左とも見られよう（儲君親王御用日記、八・一六）。

天皇は殊に懷紙書法に専念せられ、御習練には広橋兼胤を指導に当らせられ明和七年から安永五年まで続けられた（八槐）。安永四年八月広橋兼胤から能書方の伝受を受けられたが、臣下からの受伝は、後水尾院が持明院基孝から受伝された事に次ぎこれが二回目で（後桃園院天皇宸記）、天皇の御書風は有栖川流の形態を備えられている外特徴はない。

光格天皇は寛政八年万里小路政房から能書方の伝受を受け（柳原均寛政八・二七）、享和三年有栖川宮織仁親王から入木道の相伝をうけられた（公明公記、御湯殿上日）。又政房の曾孫正房は有栖川宮織仁親王から能書方の伝受を受けた人である（有栖川宮總記）。文政十年十一月中務卿韶仁親王に入

木道御相伝につき、北野社に一七箇日の御祈禱を仰せつけられている。

「洞中執次詰所日記」によると

文政十年十一月廿四日乙丑、晴、

一、御祈禱料 金式百疋新大納言殿内まつ岡より文壱通添

北野 妙嚴院

来月五日入木道御伝授ニ付、明廿五日より一七ヶ日間御祈禱被仰付候旨、奥より以表被出則頭取江申渡

文政十年十二月五日丙子、晴、

一、今日有栖川中務卿宮江入木道御伝授ニ付、御附衆麻上下着用、以表使恐悦被申上、御祝酒吸物被下、両役麻上下着用同断恐悦申上右の様に天皇は織仁親王から相伝の有栖川流入木道を、再び有栖川宮家に返し伝え、宫廷に於ける書流伝受は終焉を告げたのである。

天皇の御書風は典型的有栖川流と称すべく、桃園天皇以来の有栖川流は茲に漸く完成されたのであるが、仁孝天皇にその御書風を留めるのみで、この後宫廷書流として見るべきものはない。（図版第四参照）

二 能書方伝受と入木道伝受

寛永十七年青蓮院宮尊純親王が後水尾院から入木道灌頂の伝受を受け、「入木抄」の筥開見を許されている。尤もこの「入木抄」は後水尾院の御所有であつた。

入木抄は尊円親王が後光厳天皇の為に文和元年十一月十五日作進され

たもので「筆法御口伝(地底叢書要目)」「筆道要文(統群書一覽)」とも呼称され我国

入木道の書として最も尊重せられたものである。その内容も取筆、文字
鉛、手本、筆、墨、書風、鑑識と書道全般に涉つて要諦を尽し、書道の
口伝書としては完備したものである。入木道灌頂伝受は書流の口伝と見
られるもので、入木抄開見と入木道伝受とは元來は直接関連のないもの
と考えられるが、伝受後に入木抄の開見は「聽許」によつてのみ可能で
あり、又その「聽許」は「伝受」が絶対不可欠の要件とされて互に權威
づけられ、青蓮院本流と伝受の実権者宮廷とが共立併存する方途として
考えられたもので、此の方法は歌学伝受に於ける慣例とその軌を一にす
るものと思われる。

入木道伝受は曾て世尊寺流が家職温存の方法として来たもので、書道
そのものの秘伝ではなく書の家として（少くとも宮廷を背景として）あ
るべき故実形式を以て口伝とし、書流伝受の要諦としたものである。

後陽成天皇の伝受についてみると

文祿四年八月十二日、はるゝ、ぢみやうゐんのうしよ御でんじゆ申さ
るゝ、御たち、おりがみたぶ、云々（御ゆとの上日記）

又後水尾天皇の伝授は

寛永十七年八月廿九日為仙洞御使清閑寺大納言来、南都新酒両樽拝
領之、又入木灌頂之事今度御修法結願以後可有御伝受由被仰下丁、云

々（尊親王御自記）

寛永二十年七月廿三日仙洞依召祇候、今日尊円入木抄被許拝見、云々

（尊親王御自記）

後西天皇に伝受のものでは

寛文元年新院御位之時、能書方伝受之時、白銀五十枚、云々（寛文

七・二三葉室類業記）

とあつて、入木灌頂と能書方伝受の二つの伝受があつた。この時の二つの
内容については今知り得ないが、有栖川流の伝授書によつてみると、
弘化三年六月十五日九条尙忠が上総宮からの入木道灌頂伝受の時の切紙
には

(+) 入木七ヶ灌頂切紙

一、悠記主基御屏風書様事

一、賢聖障子銘

一、年中行事障子ノ書様事

一、勅額之事

一、太上天皇尊号辞表ノ書様之事

一、錦御旗之事

一、武家之御旗之事

同書状

入木道七箇条并口伝故実蒙御相伝鴻恩之至深畏候、雖為相続之
一子、非其器者不可伝候、勿論「格別之書体字形類等之儀」無御相
談不可認候、右之旨趣於違背者可蒙「天神地祇祖神御罰候、仍」

弘化三年六月十五日

尙忠

一、团扇 王羲之道風此分の
銘不書

上總宮

延享二年三月一乗院宮より桂宮家仁親王に能書方伝受の書類に

(二)「能書方伝受之目録堅秘他見候 花押」

能書方七ヶ条

一、悠記主基屏風書様

一、賢聖障子銘

一、年中行事障子書様

一、勅額之事

一、太上天皇尊号辞表書様

一、天子錦御旗

一、武家族

右者從有栖川宮被伝候

一、色紙形

一、同色たて 風のクヒヤフリタル
ヲまねひて書義也

一、扇ニ書様 三代集の外の哥はかゝす

一、ひやうふしやうしの書様

一、影像讚

一、消息之事

一、たんざくの事

一、懷紙の事

諷誦願文書様之事
(同誓狀)

「文政十一年五月十六日從有栖川宮能書方誓狀案相伝之節下書」

能書方秘事口伝故実」数多被仰聞候、且以不可」令他言候、雖為相
続之一子」非其器者不可相伝、聞書」等可投火中候、件之旨趣」奉

右從一乗院宮被伝候、後陽成院之仰ともを書たる物にて候
又有栖川宮詔仁親王から九条尙忠に伝受の能書方の項目をあげると

(三)「授右大臣殿
能書方口伝
詔仁」

一、色紙形

一、扇

一、屏風障子書様

一、影像讚

一、消息之事

一、短尺事

一、懷紙事

一、團扇

一、貝之哥

一、哥仙

仰「天神地祇之照鑒者也」仍誓状如件

文政十一年五月十六日

尙忠

中務卿官

以上によつてみると(一)の入木七ヶ条と(二)の能書方七ヶ条は全く同じものであり、(二)の能書方の後半と(三)の能書方口伝は殆んど同じである。而して(三)の誓状案によると能書方口伝は入木道七ヶ条に比し、より秘事としているように見える。これを内容からみると入木七ヶ条は禁中公事を対照とし実用的面が強く、書役乃至特定の地位の人の必修条項ともみられるのに反し、能書方は私事を対照としている。即ち色紙以下十ヶ条は实用的一面もあるが芸術的一面がより多い。この観点からすると入木道は所謂書家の要訣であり、能書方は一応書家としての面も含まれるが、私事として公卿が身につけなければならない書道の故実作法とも見られるもので、そこに存する秘事口伝はとりも直さず創意工夫の伝受であつた。従つてこの秘事口伝は実用書道よりはむしろ芸術書道の発展を促したものと考えられる。

猶有柄川流の書流伝受によると、能書方、入木道、額字、諷誦願文の四種の伝受が見えるが(有柄川)^(宮總記)額字は入木七ヶ条にあり、又諷誦願文は能書方に含まれているから、恐らくこの二項を単独に伝受したものであろう。宮廷の書流伝受で入木道伝受を受けられたのは中御門天皇が靈元院流を、桃園、後桜町、光格天皇は有柄川流を受けられ、能書方は後陽成天皇が持明院流を、後西、靈元天皇は後水尾院流を受け、東山天皇が靈

元院流を、後桃園天皇が有柄川流の伝受を受けられたのみである。

又伝受の次第は親王から天皇に伝受の場合と廷臣から天皇、或は天皇から親王又は廷臣と時によつて相違があり、又場所についても小御所、小書院、常御所等異つてゐるが、八槐記に、安永四年廣橋兼胤が後桃園天皇の入木道伝受の事を記しているが

安永四年八月廿七日壬寅、晴、辰半刻着衣冠黃单參内、巳刻過於常天皇の入木道伝受の事を記しているが

小書院、常御所等異つてゐるが、八槐記に、安永四年廣橋兼胤が後桃園天皇の入木道伝受の事を記しているが

御所傍間被聞食懸亘簾於兼胤持切紙
切紙書薄様十八枚、統八ヶ条、書体宝曆十年五月十八日本明円心

院宮授給如切紙、不乖一文字調之以檀紙為表裏、表書能書方切紙

兼胤上

入東簾妻參進、主上着御々直衣、紅袴、御南面、御文台在御前、進寄置切紙於御文台上、依天氣披表包置御文台側、被切紙說申口訣大概奏之申猶後日可奉委曲之由卷調切紙加表包置御文台上、聊退奏賀詞退去之簾

御伝授訖之由啓闕白殿、云々

とあつて儀式としてのもので委曲の口決は後日になされた事が知られる。

延享二年家仁親王が一乘院宮から伝受の伝書は後陽成天皇の仰を書きとめたものであり(二)参、又延宝七年近衛基熙が後西天皇から御相伝の「歌仙色紙形」は後西天皇の創作になるものである事から、伝受の内容にも次第に増補、研究が加えられて來たのであるが、有柄川流の流入によつて宮廷書流の伝受は漸次衰亡し、有柄川流の伝受については儀式的な「勅許」の形式のみを留めるに至つたのである。

書流伝統系図

() 書流とは資料未見なるもの同

